

第1章 新庁舎建設の必要性

この章では、新庁舎の建設に向けたこれまでの検討経緯と構想・計画策定の目的、現庁舎の状況と課題を整理したうえで一括建替えの必要性について示します。

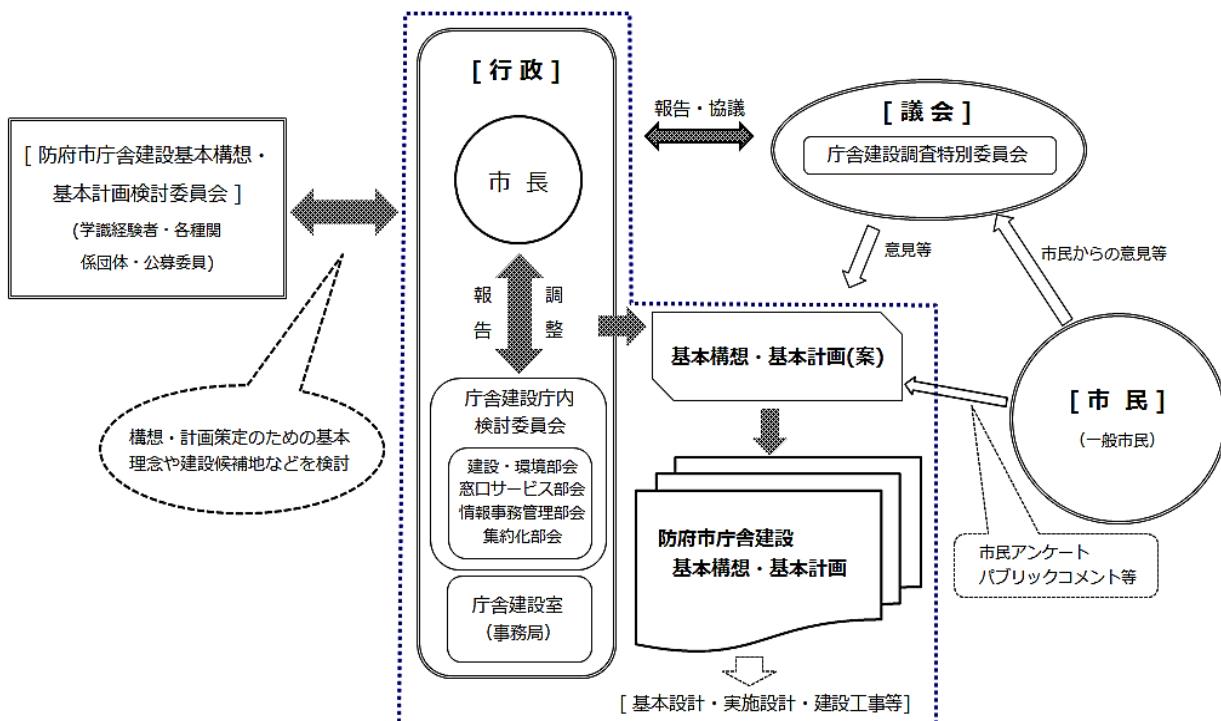
1-1 これまでの検討経緯

年 月	内 容
平成11年3月	庁舎建設基金の設置に関する条例改正案及び予算案（否決）
13年3月	庁舎建設基金の設置に関する条例改正案及び予算案（可決）
15年・18年	本庁舎第1次耐震診断
24年9月 及び 25年2月	本庁舎第2次耐震診断（結果） ・1号館から5号館まで、地震の振動及び衝撃により倒壊し、又は崩壊する可能性が指摘される結果となり、特に1号館については耐震補強が困難との判定を受ける。
25年8月	「庁舎建設プロジェクトチーム（PT）」を庁内に設置 ・規模（延床面積）、事業費、位置、財源等の庁舎建設に係る基礎的事項を調査・整理
26年3月	『庁舎建設の検討に係る報告書』の提出（平成26年3月PT作成） ・現状の整理、求められる庁舎のあり方とその機能、基本的事項の検討、事業の進め方についての検討内容を報告
26年4月	「庁舎建設準備室」を総務課内に設置（担当職員2名）
26年5月	「防府市庁舎建設庁内検討委員会」を庁内に設置 ・市庁舎の建設に関し、必要な事項の調査検討
26年10月	「防府市庁舎建設懇話会」を設置 ・学識経験者、各種団体推薦者、公募委員からなる14名の委員で構成 ・庁舎建設に係る構想・計画の策定に先立ち、庁舎建設の課題等について、様々な立場から幅広い意見を聴取
26年12月	「庁舎建設調査特別委員会」を市議会に設置 ・市庁舎の現状及び課題を把握するとともに、まちづくり、地域経済等に大きな影響を及ぼす庁舎建設の在り方について調査研究
27年1月	防府市庁舎建設庁内検討委員会に作業部会を設置 ・建設・環境、窓口サービス、情報・事務管理、集約化の4部会 ・『建設・環境部会検討報告書』（平成27年8月） ・『集約化部会協議報告書』（平成27年8月） ・『庁舎建設（情報・事務管理）検討報告書』（平成28年2月） ・『窓口サービス部会報告書』（平成28年3月）
27年3月	『庁舎建設への意見報告書』の提出（平成27年3月懇話会作成） ・新庁舎建設の必要性、庁舎の機能やあり方、事業費・財源・事業手法等及び今後の進め方に関する意見を整理して報告

年 月	内 容
平成 27 年 4 月	「庁舎建設室」を総務部内に設置（担当職員 4 名）
27 年 8 月	「防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会」を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・防府市庁舎建設懇話会を発展させ、学識経験者、各種団体推薦者、公募委員からなる 17 名の委員で構成 ・防府市庁舎建設基本構想・基本計画の策定に当たり、庁舎建設に関する事項について協議検討
27 年 7 月 から 28 年 1 月 まで	「執務環境等調査」を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・執務室や窓口スペース等の使用状況及び業務実態の調査、分析を行い、新庁舎における業務の効率化、市民サービスの向上等を実現するための基本的な要件を整理した基礎資料を作成 ・現状レイアウト調査、職員アンケート、部門アンケート、来庁者アンケートによる調査等を実施
27 年 9 月	「新庁舎建設に関する市民アンケート」を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・18 歳以上の市民約 3,400 人を対象に実施 ・基本構想・基本計画に市民の意見を適切に反映するため、市庁舎への来庁頻度、交通手段、来庁用件、現庁舎で困ったこと・不便に感じたこと等について質問、分析

1 - 2 構想・計画策定の目的

この『防府市庁舎建設基本構想・基本計画』は、防府市の将来にふさわしい新庁舎建設の指針として今後の基本設計や実施設計に向けたさらなる検討の基盤となるものであるとともに、新庁舎の建設を長期的なまちづくりの取組へとつなげ、本市の発展を展望していくための基本的な考え方を示すものです。

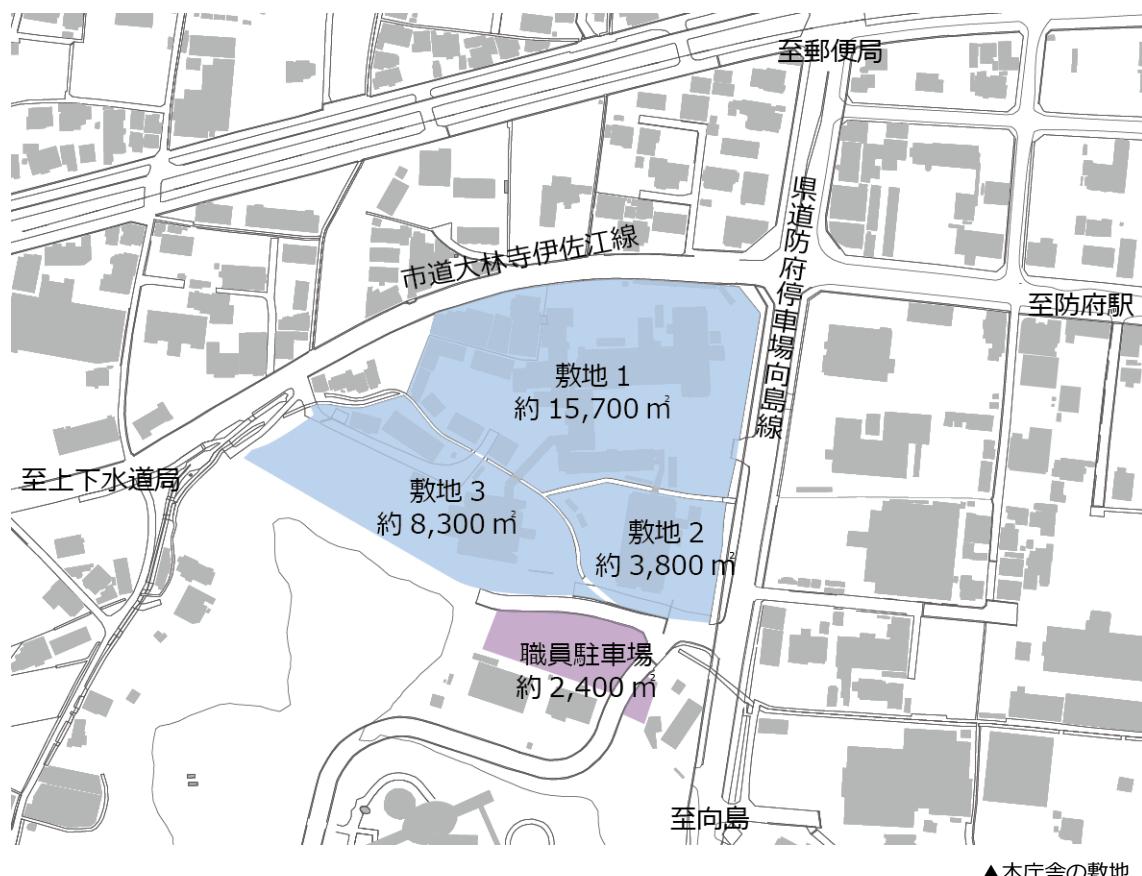


1 - 3 現庁舎の状況

1 - 3 - 1 本庁舎の敷地

区分	主な使用状況	面積(m ²) ※100 m ² 未満切捨
敷地 1	1号館、2号館、3号館、5号館、5号館別館、倉庫・車庫、来庁者駐車場・公用車駐車場	約 15,700
敷地 2	4号館、来庁者駐車場・職員駐車場	約 3,800
敷地 3	議会棟、来庁者駐車場・議員駐車場・職員駐車場	約 8,300
その他	職員駐車場	約 2,400
合 計		約 30,200

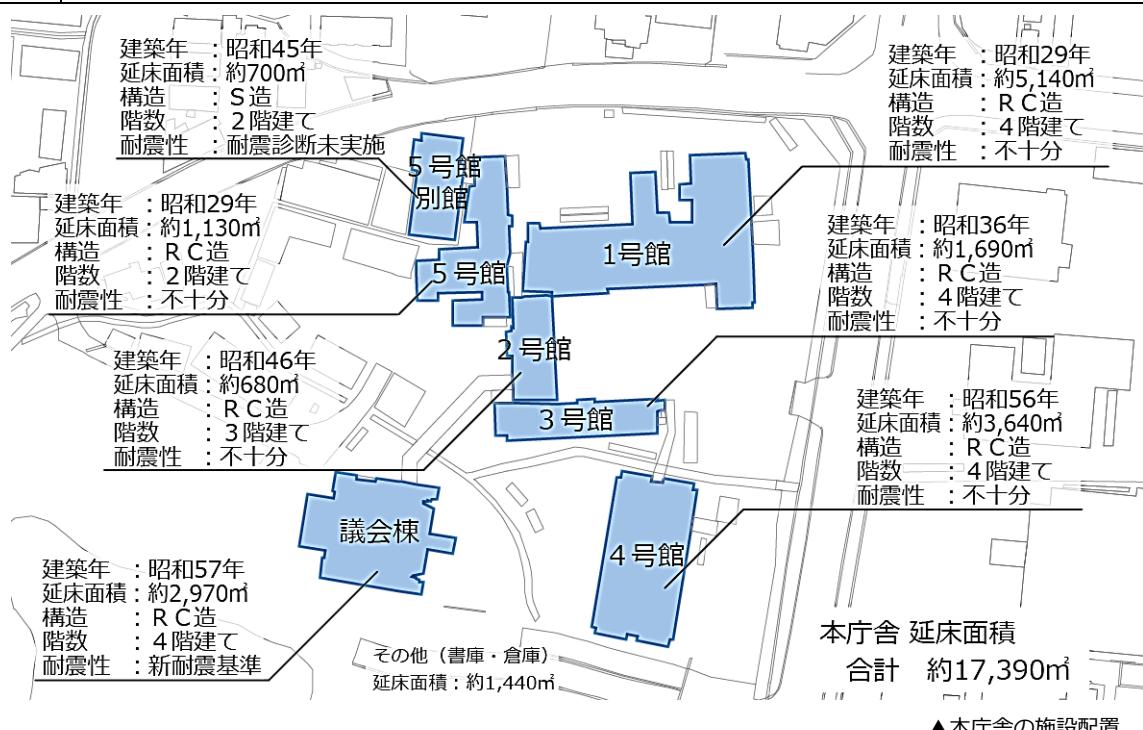
※法定外公共物等（道路・水路等）により分かれた敷地として整理しました。



▲本庁舎の敷地

1 - 3 - 2 本庁舎の施設配置

施設名		配置課等
本 庁 舎	1号館	1F 市政なんでも相談課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、社会福祉課 会計課 2F 総務課、防災危機管理課、職員課、情報統計課、庁舎建設室、商工振興課 3F 福祉指導監査室、教育総務課、学校教育課、監査委員事務局
	2号館	1F 農業委員会事務局、(総務課車両係) 2F 法務推進課、河川港湾課
	3号館	2F 道路課 3F 都市計画課 4F 入札検査室
	4号館	1F 市民課、保険年金課 2F 課税課、収納課、生活安全課、選挙管理委員会事務局 3F 総合政策課、財政課、行政経営改革課、市民活動推進課、建築課
	5号館	1F 農林水産振興課 2F 農林漁港整備課
	5号館別館	おもてなし観光課
	議会棟	議会事務局
書庫・倉庫		



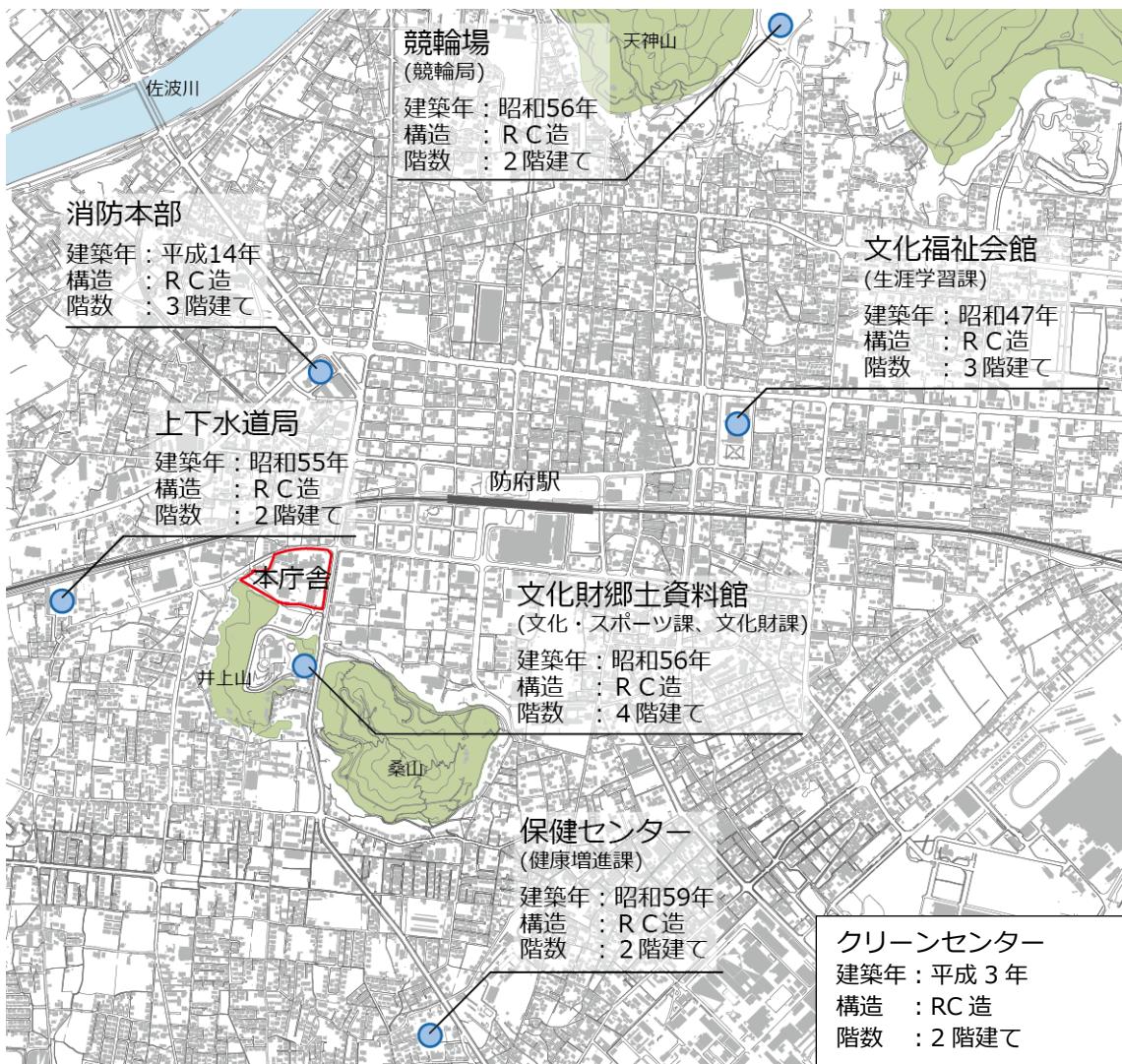
* RC造=鉄筋コンクリート造、S造=鉄骨造

* 配置課等以外にも、行政財産使用許可等により使用されている室等がある。

(地域包括支援センター、障害者就労ワークステーション、職員組合事務局、記者クラブ、山口銀行市役所出張所、職員組合売店、防府土地改良区、法務局登記証明発行窓口など)

1-3-3 本庁舎外に所在する部署の状況

施設名	配置課等
競輪場	競輪局
クリーンセンター	クリーンセンター
保健センター	健康増進課
文化センター (文化福祉会館)	生涯学習課
文化財郷土資料館	文化・スポーツ課、文化財課
消防本部	消防総務課、予防課、警防課、通信指令課、消防署
上下水道局	総務課、経営企画課、お客様サービス課、水道整備課、下水道整備課

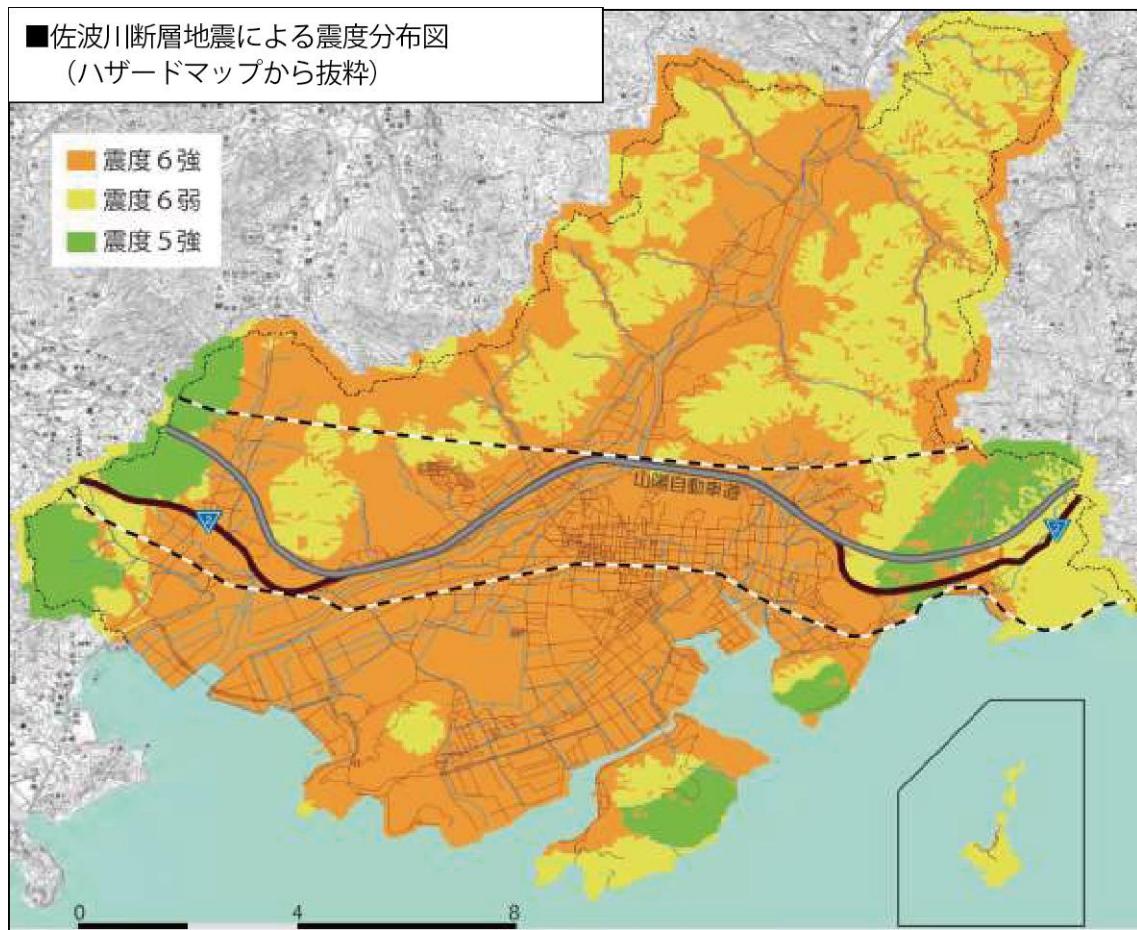


▲本庁舎外に所在する部署の状況

1 - 4 現庁舎の課題

1 - 4 - 1 防災拠点としての機能不足

- ・内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成 24 年 8 月 29 日発表）によると、本市は南海トラフ地震時に最大震度 5 強の揺れが想定されており、南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されています。また、佐波川断層地震と周防灘断層帯主部の地震では、最大震度 6 強の揺れが想定されています。
- ・旧耐震基準で建築されている本庁舎の 1 号館から 5 号館までの建物は、耐震診断の結果、必要とされる耐震性能を満たしておらず、特に 1 号館は、耐震補強も困難という判定を受けています。
- ・市庁舎は災害発生時において防災拠点として機能する必要があり、災害応急対策等の必要が認められる場合は 1 号館に災害対策本部を設置します。しかし、震度 5 弱以上の地震が発生した場合や、市庁舎が被災して使用不能なときなどは、消防本部庁舎に災害対策本部を設置することにしています。



1-4-2 ユニバーサルデザインへの対応

- ・市庁舎は、さまざまな市民が多数訪れる場所であるため、誰にでも利用しやすい施設とし、可能な限り、来庁者の移動時の負担を軽減するなどの対応が必要となります。
- ・これまで、スロープや障害者用トイレの設置等のバリアフリー対策を講じてきましたが、廊下が狭いことや4号館、議会棟以外にはエレベーターが設置されていないことなど改善が難しい問題もあります。



▲待合スペースが狭い



▲廊下が狭い

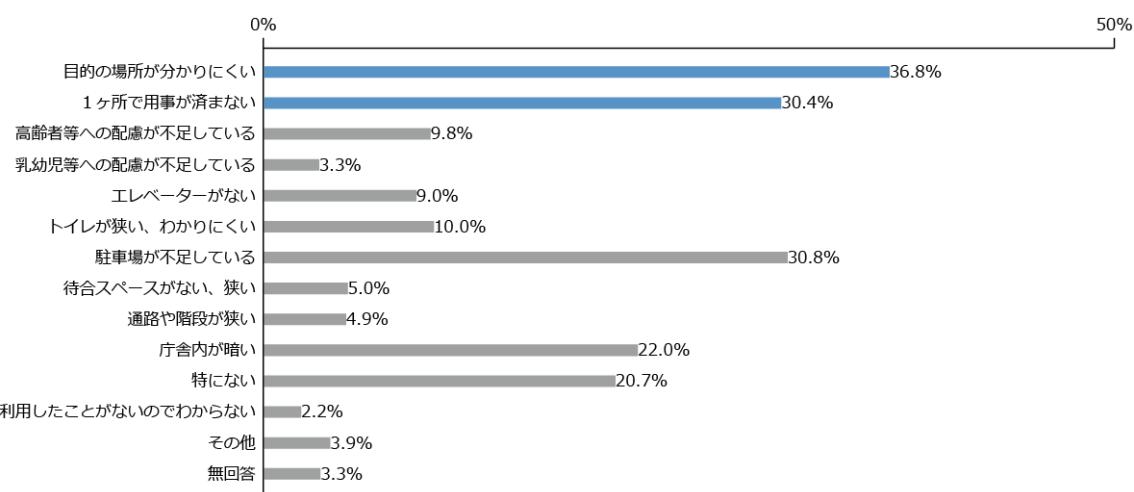
[庁舎における福祉のまちづくり整備項目]

- ・敷地内通路（幅員は120cm以上・傾斜がある場合はスロープの設置）
- ・エレベーター（障害者に配慮したエレベーターの設置）
- ・トイレ（車いす使用者用トイレの設置・オストメイト対応トイレの設置）
- ・駐車場（車いす使用者用駐車施設の設置・通路の確保）
- ・出入口（幅の内法80cm以上・容易に開閉できる戸の構造）
- ・廊下など（幅の内法120cm以上・高低差がある場合はスロープの設置）
- ・階段（手すりの設置・注意喚起用床材の敷設）
- ・受付カウンター（車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部空間の確保）
- ・案内表示板（障害者に配慮した案内表示の設置）
- ・緊急時の設備（視覚障害者・聴覚障害者に配慮した誘導灯の設置）

▲「山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル」構造等基準より引用

1-4-3 施設の分散化

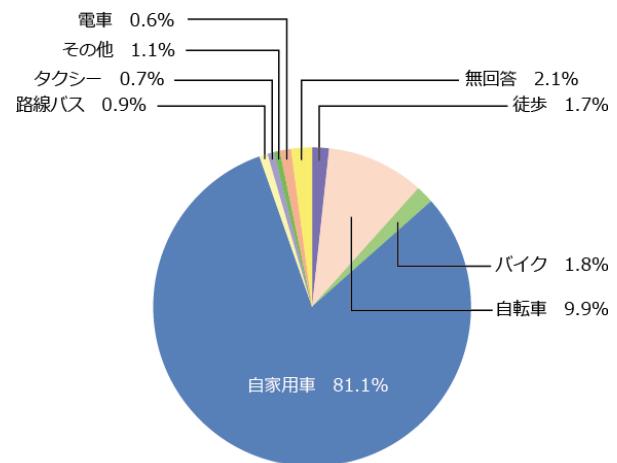
- ・現在の本庁舎の建物は、1号館から5号館別館まで及び議会棟の7棟に分散しているため、来庁者にとって、わかりにくく不便なものになっています。
- ・保健センターに健康増進課、文化福祉社会館に生涯学習課といったように、本庁舎以外の場所にも課が点在しており、各関連部署間の連絡も非効率になっています。
- ・本市が行った新庁舎建設に関する市民アンケートの中で、現庁舎に対して不便を感じることについての質問では、「目的の場所が分かりにくい」や「1ヶ所で用事が済まない」といった施設の分散に起因すると思われる回答が相当数を占めています。



▲「新庁舎建設に関する市民アンケート」困ったこと・不便に感じたこと

1-4-4 アクセス性

- ・現在の本庁舎は防府駅から約620mの位置にあることから、お年寄りが歩くにはやはり距離があり、また、防府駅と市役所を結ぶ路線バスも1時間に1本程度という状況であり、公共交通機関によるアクセス性が高いとは言えない状況です。



▲「新庁舎建設に関する市民アンケート」交通手段

1-4-5 老朽化と環境負荷の軽減

- ・現在の本庁舎のうち比較的新しい4号館でも、昭和56年に建築されて以来35年を経過しており、昭和29年に建築された最も古い1号館及び5号館は築後62年になり、更新時期を迎えています。
- ・急速に進む情報化のため、度重なるOA機器の増設などを繰り返しており、更なる高度情報化に対応するためには、露出配線や電源不足などの問題があります。
- ・環境への配慮や省エネルギー対策として、照明のLED化などを行っていますが、現行の冷暖房の制御方式ではきめ細やかな温度調整ができないなど、その対応にも限界があります。

1 - 5 一括建替えの必要性

◇各棟の状況

	第2次耐震診断結果 (IS値)	築年／構造／耐用年数	H38時点(10年後)の経過年数
1号館	0.15 (耐震補強困難)	S29／鉄筋コンクリート造／50年	72年(22年超過)
2号館	0.64	S46／鉄筋コンクリート造／50年	55年(5年超過)
3号館	0.23	S36／鉄筋コンクリート造／50年	65年(15年超過)
4号館	0.28	S56／鉄筋コンクリート造／50年	45年
5号館	0.37	S29／鉄筋コンクリート造／50年	72年(22年超過)
5号館別館	未実施	S45／鉄骨造／38年	56年(18年超過)
議会棟	新耐震基準	S57／鉄筋コンクリート造／50年	44年

◇課題の検討

◇耐震性

小中学校の耐震化においては、IS値がおおむね0.3未満の建物については建替え、それ以上は耐震改修を基準として実施しています。

◇老朽化

耐震改修などを行っても、建物の寿命を大幅に延ばせるものではありません。(いずれ近いうちに建替えが必要となります。)

◇分散配置

敷地内に建物が分散配置している状況(1ヶ所で用事が済まない、移動動線が長いなど)は、棟ごとの改修では解決できません。

◇ユニバーサルデザイン対応

エレベーターの設置や廊下の拡幅などのユニバーサルデザインへの対応は、大規模改修で可能な部分もありますが、連絡通路の設置など対応が困難と思われる箇所もあります。

◇検討結果

「各棟の状況」に「課題の検討」を併せて考えると、大規模修繕や耐震改修といった方法では、庁舎の抱える課題のすべてを解決することはできず、これらの課題解決のためには、一括して建替えるのが最良です。

ただし、再利用が有用と思われる建物については、今後の検討を要します。